

平成 23 年第7回まんのう町議会臨時会会議録(第1号)

平成23年11月28日 開 議 午前9時30分

大岡議長

おはようございます。
白川正樹議員より欠席の届出があります。また、白川年男議員が遅れるとの報告がございます。
ただ今の出席議員は14名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成23年第7回まんのう町議会臨時会を開会いたします。
招集者であります、町長のご挨拶をお願いいたします。
町長 栗田隆義君。

栗田町長

皆さん、おはようございます。
本日は、平成23年第7回のまんのう町議会臨時会、開催いたしましたところ、議員の皆さん方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。
ところで、一昨日行われました、阿讃山脈縦走路トレイルランニングレースでございますが、昨日の新聞にも大きく取り上げられておりましたが、全国より200人を超える選手の皆さん方が集まっていただきました。話を聞いておりますと、2回、3回やっておる間には、参加者も倍増するんじゃないかなというような話も聞いておりますし、非常に選手の皆さん方からは高評をいただきました。まんのう町の新しいまちおこしのイベントの1つとして、今後大いに期待できるんじゃないかなということで、喜んでおるところでございます。
本日、上程いたしておりますのは、議案1件でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
(議員が誰っちゃ知らんのにどなんなつとんな。町長、ちゃんと説明せないかん。町をあげて大きな行事するのに、議員が誰も知らん言うて、どなんなつとんな。誰が知つとんな。知つとるもん、言うてみい。誰が知つとるか。皆、知つとれへんが。)
(町でないのに、しょうがない。)
(関係ないのに・・・)
(関係ないことないがな。)
(町の行事でないのに。)

日程第 1	大岡議長	(知る権利は、・・・知らんけど、ちっと、しゃんとせないかん、こなんん。馬鹿にしたらいかん。) ただちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 (この分も残しとけ、議事録に。) 日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。
	青野議会 事務局長	事務局長 青野進君。 それでは、ご報告申し上げます。 町長から地方自治法第 1 4 9 条の規定に基づく議案 1 件を受理いたしました。 以上で報告を終わります。
	大岡議長	議会報告を終わります。
	大西豊議会 運営委員長	日程第 1 本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。 議会運営委員長 大西豊君。 議会運営委員会のご報告を申し上げます。 1 1 月 2 5 日、午後 1 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして、町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員 6 名が出席いたしまして慎重に審議をしました。その結果をご報告します。 それでは、お手元に配布されております、議事日程第 1 号について、ご説明を申し上げます。
		日程第 1 議会運営委員会報告 議会運営委員長
		日程第 2 会議録署名議員の指名
		日程第 3 会期の決定 本日、1 日間と致します
		日程第 4 議案第 1 号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正について 即 決
	大岡議長	以上の日程で、意見の一致を見、午後 1 時 4 5 分、委員会を閉会しました。 以上で、議会運営委員会の報告を終わります。 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

<p>日程第2</p> <p>日程第3</p>	<p>大岡議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって、質疑を終了いたします。</p> <p>日程第2 会議録署名議員の指名を行います。 (白川年男議員着席 午前9時35分)</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、5番 本屋敷崇君、6番 関洋三君を指名いたします。</p> <p>日程第3 会期の決定の件を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
<p>日程第4</p>	<p>栗田町長</p>	<p>よって会期は1日間と決定いたしました。</p> <p>日程第4 議案第1号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正についての件を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長 栗田隆義君。</p> <p>ただ今、上程されました議案第1号のご説明を申し上げます。</p> <p>本年9月30日に出されました人事院勧告の内容といたしましては、東日本大震災の影響だけでなく、相変わらずの日本経済低迷による民間給与の伸び悩みから、例年同様、公務と民間の給与を比較した結果、公務が民間を上回ったことから、給与表を引き下げ、改定することになりました。本町におきましては、従来より人事院勧告の趣旨を尊重していることから、国家公務員や他の地方公共団体の職員との均衡等を考慮し、中高年の40歳以上を想定した給与表を最大0.5%、平均で0.23%の減額改定を行おうとするものでございます。この減額改定対象者においては、併せて給与及び手当等と6月特別級も含め、期末手当において0.37%の減額調整を4月に遡及して行うものでございます。また、平成18年10月に実施した給与構造改革に伴う保障給制度の適用を受けている職員の給与率についても99.1%に減額改定を行います。</p> <p>ただし、平成25年度からの定年の段階的な引き上げを見据えた経過措置額である保障給の廃止にきましては、香川県及び県下の他市町と同じく実施しないこととして、見送りいたしました。</p> <p>詳細は担当課長より説明させますので、よろしく願い申し上げます。</p>

<p>大岡議長 齋部総務 課長</p>	<p>総務課長 齋部正典君。</p> <p>それでは、議案第1号のご説明をさせていただきます。</p> <p>議員の皆様方にお配りをさせていただいております、議案書にお目を通しいただきたいと思ひます。</p> <p>まず、議案第1条のですね、まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。</p> <p>これは下に表がありますように、改正前が右、改正後左で記載をさせていただいております。</p> <p>次のページを開けていただきまして、別表第1、第4条関係でございますが、今度の改正におきましては、1級につきましては改正がございません。2級につきましては77号給から125号給に変更が、改正をいたしております。3級につきましては、61号給から113号給が改正でございます。4級におきましては45号給から93号給、給与表の下にアンダーバーを引いてございますので、それが対象に、変更になっているところでございます。5級にいたしましては37号給から85号給まで、6級におきましては29号給から77号給、これが今回の給与表の改正になっているところでございます。</p> <p>続きまして、第2条関係でございます。</p> <p>まんのう町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。</p> <p>同じく下に表をつけさしていただいております。右が改正前、左が改正後でございます。</p> <p>この附則の方ですが、5番でございます。裏側のページをめくっていただきますと、数字が100分の99.59から100分の99.1に改正をさせていただくものでございます。</p> <p>この(1)の平成21年改正条例、附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員と言ひますのは、先ほど町長が申しましたように、18年10月に実施をいたしました給与構造改革によります保障給制度の対象者のことでございます。</p> <p>その下にございます(2)でございます。前号にあげる職員以外の職員につきましては、これは21年度の給与改定の減額改正の対象職員以外の職員でございます。これにつきましては、100分の99.83から100分の99.34でございますが、まんのう町、本町におきましては、対象の職員は、該当はございませんのでお伝えを申し上げておきます。</p> <p>その下の附則でございます。施行期日におきましては、本議会で議決をいただきますれば、この12月1日から施行するものでございます。</p> <p>次の2番でございますが、この2番におきましては、産休とか病休等で休んでいた職員等で対象になる、出た場合にはですね、この2番が該当するというところでございます。</p> <p>なお、2番の(1)でございますが、下脇に表がございます。この表、要はこの表がですね、これ以外の職員、先ほど私が読み</p>
-----------------------------	---

齋部総務 課長	<p>上げましたが、言わばこれ以外の職員が今回の減額対象者ということになります。</p> <p>あと3番でございますが、これは、まんのう町企業職員、つまり水道事業でございます。水道課の職員が対象になっているというこの条例でございます。議案書の方の説明と、以上でさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。</p>
大岡議長	<p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>10番 藤田昌大君。</p>
藤田議員	<p>人事院勧告の遵守ということですので、あまり言いたくはないんでありますけれども、もともとですね、賃金そのものについては、やっぱり生活給と言う大きな要素があります。そういった中でですね、それぞれ地方自治体によって財政状況も違いますし、それにまつわるですね、いろんな条件も変わってくると思うんです。</p> <p>そういった中ではですね、やはり一応、県とか周辺市町をですね、参考にして決めるだろうと思うんですので、できましたら周辺ですね、市町の現状とですね、まんのうの特徴があればぜひ、これはしなかったとか言う分あれば出してほしいんです。と、言いますのが、だいたい多度津がですね、いつもこれより上回ったことをやっている状況が、今まで聞いてます。今年度はどうなっているのか、そのへんの状況、そして原則的には、遡及をしようと言う大きなところがありますので、それについてはちょっと、いささか賛成しかねますので、そのへんについての説明もよろしくお願いします。以上です。</p> <p>総務課長 齋部正典君。</p>
齋部総務 課長	<p>藤田議員さんのご質問にお答えいたします。</p> <p>香川県下の市町の状況でございます。まず、給与表の額の改定でございますが、全ての市町、8市9町全てで行います。給与月額額の基準の考え方は、これも全て同じ考え方で行います。年間調整実施の有無でございますが、現在実施は10団体、未実施が6、まだ決定がされていないのが1でございますが、多分、今日、明日、両日ぐらいには多分、未決の1市は決まるんであると思うっております。調整率につきましては、まんのう町、本町は0.37を採用してございます。この0.37というのが、9市町でございまして、</p> <p>なお、実施しない団体というのもございます。市では4市が今回の年間調整を行わない。町では2町が行わないということになってございます。あと、24年、25年、2年間をかけて保障給制度の廃止というの今回的人事院勧告の中で謳われておたわけでございますが、この24年度の保障給の2分の1というのにつきましては、先ほど町長が申しましたように、県下全域全ての</p>

<p>齋部総務課長</p>	<p>市町で実施、廃止予定はないということでございます。</p> <p>先ほど多度津の状況等も言われておりましたが、多度津の状況につきましては、仲多度3町で打合せを行いました。よって仲多度は基本的に足並みを揃えるということで、まんのう町と多度津は同じ条件でございます。</p> <p>遡及につきましては、確かに給与、ここ数年、19年以降は全て下がっているということがございますが、この人事院勧告を遵守するという流れの中です、まんのう町としては、遡及やむなしということで、今回も遡及対象としてございます。先ほど申し上げました0.37というのは、その遡及のそれでの調整にはなってございます。以上です。よろしく願い申し上げます。</p>
<p>大岡議長 本屋敷議員</p>	<p>5番 本屋敷崇君。</p> <p>まず、1点。これは、1点目はですね、資料についてなんですけども、国の人事院、県の人事委員会のホームページ見ましても、それ相応の資料がついてきます。しかしながら、うちの資料、毎年変わらんのですね。一応、うち3月に議会基本条例通ってますから、それに議案の出し方としての部分が入っております。それでしたら、国に順じて行っているんであるんであればですね、それ相応の資料は作っていただきたいというのが1点。これは作っていただけるものだと思っておりますので、回答はそういただけるものと思っております。</p> <p>あとですね、1点、今、藤田議員の方からですね、他市町との違いもあると、違いがある中で、なぜうちがそれを選んだのかという理由説明がないんですよ。私はこれを選んでおりますと言うだけなんです。他はこういう理由でここを選んでおります。県の4月の、県の人事委員会で4月に遡及しないというのは、今年度中に特別減税をしとるからと。減額をしとるからと。だから国の人事院勧告には従いませんよという理由があるわけですよ。しかしながら、今回、うちの方の出してきた資料にはないわけですよ。0.37に合わせている理由はこれですというようなものがない。</p> <p>またですね、保障給制度の廃止、人事院勧告を遵守していると言いながらですね、今回、保障給制度を廃止に向かった手順を踏んでいない、それは順じていない理由ですよ。理由があるんですよ。何でもそうですけれども。理由を言うてくれたら、うちの方もそうですよねとか、それは違うんじゃないですかというお話ができるんで、そこは1点お願いしたいなと思います。</p>
<p>大岡議長 齋部総務課長</p>	<p>総務課長 齋部正典君。</p> <p>本屋敷議員さんのご質問にお答えをいたします。</p> <p>まず資料についてでございますが、あとどのような資料が必要なのか、また再度確認をさせていただきまして、次年度からのですね、議案の提案のときにですね、付けられるものは付けていきたいと言うふうに考えております。</p> <p>それと、県は遡及をしないという話です。県の人事委員会ですね、県は人事委員会持っております。その中で、香川県は遡及し</p>

<p>齋部総務 課長</p>	<p>ないというふうに決めておりますのは、県は先ほども言われましたように、ご存知のように県独自のカット条例、給与カット条例を独自で持っております。よって、もうそれ以上の下げ幅を必要としないということで、県は遡及をしないということになっておりますが、まんのう町はどうして、じゃあ遡及をするのかという理由でございます。</p> <p>毎年でございますが、人事院勧告に従って公務員の給与と言いますか、私ども地方公務員の給与は勧告を受けるわけでございます。その中で、やはり上がる時はそれによって上がるは、下がる時は下げないというわけでもなく、その根拠たるものを人事院は持っている。よってそれに従ってですね、私ども地方自治体は独自の判断を持って、民間企業の給与体系調べるだけの能力ございませんので、その点は人事院の勧告を遵守するという形をとっております。確かに、県下でも遡及をしないところも、実はございます。これはいろいろ各団体ともお話をお聞きした結果ですね、ラスパイレス指数ですね、関係がかなり低い町、市町ですね、そういうところは、中での自治労と職員との打合せの中でですね、遡及は実施しないという決断をされたということはお聞きしてございます。まんのう町については、先般の広報でも記載をさしておりましたが、97.9というラスパイが載ってございましたように、香川県の町の中では安定的って言いますか、ある程度少し上位におりますので、このあたりを考慮しながら、住民のご理解をいただく上には、人勧にですね、人事院の決定に合わすということを決まさせていただきました。</p> <p>保障給制度、給与の保障給制度でございますが、これを人事院では24年に半額、25年で全廃の話でございますが、24年については、県下、これも他市町との情報交換、連絡等もしながら、香川県においても実施しない。そういう中で、本町だけが先行して実施するというのは、少し難しい、無理があるのかなというふうに考えております。この保障給につきましては、どちらにしてもですね、これは遅かれ早かれ保障給制度の廃止というのは、もう直前にまいつていることにはなりますが、今年の実施については見送りをさせていただいたということでございます。</p> <p>理由説明には充分でないかも知れませんが、県下の状況等を把握させていただいて判断をさせていただいたということで、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>大岡議長 本屋敷議員</p>	<p>5番 本屋敷崇君。</p> <p>理由は県下に合わせたということで、理解させていただきますが、今回の給与についてはですね、毎年のごとで仕方がないのかなと思う部分も私の方も持っておりますが、1点、今回の条例には関係ないんですけども、給与改定の部分においてはですね、どちらかと言うと4月の部分の昇給であったりとかですね、そういった部分の見直し、もう少ししていただけないかと思うわけですよ。今現在、課長級、課長補佐級は管理職手当が出ておりますけれども、係長がある程度残業してしまうと、課長補佐、課長級を給与で上回ってしまうような、逆転現象が起こるといえますよね。これ、組織としてはありえませんが、組織としては、まずない</p>

本屋敷議員	<p>です。管理職が下のものに給料抜かれるなんて。それしよったらですね、組織として体が立ちません。そのあたりを含めですね、人事院だけに頼るのではなくてですね、もう少し独自に組織としての体を保つような給与表も考えていただきたい。</p>
	<p>人事院勧告に従うよりもですね、どちらかと言うと、私としては県の経済に合わせた、県の人事委員会に合わせた方が妥当であるとは思いますが、そのあたりも含めですね、今までずっと人勧の勧告に倣ってきたわけですけども、そろそろそれも見直す時期にあるのではないかなと思いますので、そのあたり今後ちょっと町長の方で見直していただけないかなと思いますので、よろしくお願いします。</p>
大岡議長	<p>町長 栗田隆義君。</p>
栗田町長	<p>本屋敷議員さんの質問にお答えいたします。</p>
	<p>貴重なご意見いただいて、ありがとうございます。今後、前向きに検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
大岡議長	<p>他に、質疑はございませんか。</p>
	<p>(「なし」の声あり)</p>
	<p>これをもって質疑を終了いたします。</p>
	<p>お諮りいたします。</p>
	<p>ただ今議題となっております、議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。</p>
	<p>これに、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(「なし」の声あり)</p>
	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。</p>
	<p>これより討論にはいります。</p>
	<p>討論はありませんか。</p>
	<p>10番 藤田昌大君。</p>
藤田議員	<p>10番 藤田ですが、一応、本屋敷議員の質疑やり取りで、答えていただけたんでありますけれども、もともとですね、賃金そのもののね、考えを今見直す時期にきておるんでないかと思ひまして、例えば、ラスパイの問題も出てましたけれども、ラスパイは100は当然なんですよ、普通から言やあ。それが低いんは、低すぎる言うことなんです。100に合わしていくんが当然で</p>

藤田議員	<p>ありますけれども、それがまんのう町は他の市町から比べて高いんやきん、それちょっと辛抱してくれいう感覚あるんですよ。ですから、給与に対する賃金ですよ、もちろん。これについては、本来ならば労働三権に求められているそういう行為全部、保障されているべきでありますけれども、地公法によって制限されてますよね。そういった部分では、もっともっと交渉権とかそういった部分も保障されるべきでありますし、そういった面を考えればですね、やはり、職場の労働意欲をそぐような実態が起こってますし、今、本屋敷議員が言ったみたいですね、課長補佐が超勤したら、いや、係長が超勤したら課長補佐より多いやないかと。ある意味ではですね、助役よりわしが、わしよりあっちが多いんじゃないということですね、今まで過去に聞きました。そういうことを聞けばですね、やはり賃金問題については、もう2年後に見直されるようでありますので、それについては言いませんけれども、今回特にですね、やっぱり遡及と言う部分が私は一番気になる部分であります。</p> <p>まんのう町の財政を見たり、扶助費を見たらですね、そんなに一般会計の中の部分には、あまり甲斐がないと思うんです。そういった中で、うちの財政力からしていけばですね、遡及やせんでもええやないかという部分があります。そういった意味ではですね、やはりもうちょっと、地方自治ですので、独立した権限が持てます。そういった意味ではぜひ町長ですね、権限をやっぱり職員の意欲、また全体の意欲を救う意味でですね、ぜひそういった考えがほしかったと。そういった意味で反対の討論をさせていただきます。以上です。</p>
大岡議長	<p>次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。</p> <p>5番 本屋敷崇君。</p>
本屋敷議員	<p>今、藤田議員の方から反対討論がありましたけど、4月に遡及する部分ということですけども、香川県として大きな目安になるのが県の人事委員会になると思いますが、県の方が遡及しない理由としては、特別に給料カットの条例を持っていると、それ以上に遡及、給料を下げる必要性はないであろうという権限からですね、順じていないと。それは、はっきりした理由がございます。</p> <p>うちの場合には県に順じて、もし給与をカットしているのであれば遡及しなくてもいいのだとは思いますが、今回、人事院勧告の方でこのような勧告が来たと言うことは、うちがですね、10割自治であるのであればそれも可能かも知れませんが、3割自体体の悲しさと言えはそこまではございます。当然ですね、合わしていく必要性も当然あるんだろうと理解いたしまして、今回の条例においては賛成とさせていただきます。以上です。</p>
大岡議長	<p>これをもって、討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第1号 まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正についての件を起立により採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。</p>

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年11月28日

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--